

衆議院 第百七十六回国会 国土交通委員会 議 録 第 三 号

平成二十二年十月二十九日(金曜日)

午前十一時四十分開議

出席委員

委員長 古賀 一成君

理事 小宮山泰子君 理事 田村 謙治君

理事 辻元 清美君 理事 中川 治君

理事 長安 豊君 理事 福井 照君

理事 山本 公一君 理事 高木 陽介君

市村浩一郎君 大島 敦君

加藤 学君 川村秀三郎君

香掛 哲男君 小泉 俊明君

古賀 敬章君 下条 みつ君

津川 祥吾君 畑 浩治君

福田衣里子君 三井 辨雄君

森本 和義君 矢崎 公二君

谷田川 元君 和嶋 未希君

赤澤 亮正君 小里 泰弘君

金子 恭之君 北村 茂男君

佐田玄一郎君 二階 俊博君

三ツ矢憲生君 竹内 譲君

穀田 恵二君 中島 隆利君

柿澤 未途君 下地 幹郎君

田中 康夫君

国土交通大臣 馬淵 澄夫君

国土交通副大臣 三井 辨雄君

国土交通大臣政務官 市村浩一郎君

国土交通大臣政務官 小泉 俊明君

国土交通大臣政務官 津川 祥吾君

国土交通委員会専門員 関根 正博君

委員の異動

十月二十九日

辞任

橋本 清仁君

補欠選任

和嶋 未希君

向山 好一君 福田衣里子君
徳田 毅君 小里 泰弘君
亀井 静香君 下地 幹郎君

同日

辞任 福田衣里子君

補欠選任 向山 好一君

和嶋 未希君 橋本 清仁君

小里 泰弘君 徳田 毅君

下地 幹郎君 亀井 静香君

十月二十九日

大阪国際空港の活用・運用等に対する国の責務

に関する意見書(兵庫県伊丹市議会(第一九九

〇号)

建築基準法の見直しに関する意見書(新潟県議

会(第一九九一号)

公共事業予算の確保を求める意見書(島根県議

会(第一九九二号)

公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系

の構築を求める意見書(高知県議会(第一九九

三号)

国産材の利用拡大と環境問題に寄与するエコ住

宅政策の拡充を求める意見書(高知県議会(第

一九九四号)

公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系

の構築を求める意見書(福岡県田川市議会(第

一九九五号)

社会資本整備予算の総額確保等を求める意見書

(徳島県議会(第一九九六号)

首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の早期開通に

向けに必要な財源確保を求める意見書(埼玉県議

会(第一九九七号)

主要幹線道路の整備促進を求める意見書(岐阜

県議会(第一九九八号)

総合的な交通体系の構築を求める意見書(京都

府議会(第一九九九号)

直轄国道の維持管理の充実等を求める意見書

(宮城県議会(第二〇〇〇号)

鉄道分野・公共交通への予算配分と政策推進を

求める意見書(北海道議会(第二〇〇一号)

道路の整備に関する意見書(北海道千歳市議会

(第二〇〇二号)

特定重要港湾「仙台塩釜港」と重要港湾「石巻港」

の統合・一体化に関する意見書(宮城県議会

(第二〇〇三号)

並行在来線の維持存続のための財政支援措置を

求める意見書(青森県議会(第二〇〇四号)

北海道開発の枠組みの堅持と北海道局の存続に

関する意見書(北海道議会(第二〇〇五号)

北海道局を中心とした北海道開発推進体制の維

持を求める意見書(北海道帯広市議会(第二〇

〇六号)

本州四国連絡高速道路の新料金制度の見直しを

求める意見書(愛媛県宇和島市議会(第二〇〇

七号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

の推進に関する法律の一部を改正する法律案

(第百七十四回国会内閣提出第三七号、参議院

送付)

〇古賀委員長 これより会議を開きます。

第百七十四回国会、内閣提出、参議院送付、土

砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推

進に関する法律の一部を改正する法律案を議題と

いたします。

趣旨の説明を聴取いたします。国土交通大臣馬

淵澄夫君。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

の推進に関する法律の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

〇馬淵国務大臣 ただいま議題となりました土砂

災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由

につきまして御説明申し上げます。

平成十六年の新潟県中越地震、平成二十年の岩

手・宮城内陸地震においては、河道閉塞による甚

大な被害が懸念されたところであります。こうし

た大規模な土砂災害が急迫している場合に、住民

の生命及び身体を保護するためには、住民に対し

避難指示をする役割を担う市町村において、避難

指示の判断の根拠となる災害の想定される区域や

発生時期に関する情報を入手することができるよう

にすることが喫緊の課題となっております。

このような状況を踏まえ、大規模な土砂災害が

急迫している場合において、市町村長が適切に避

難指示をすることができるよう、国土交通大臣ま

たは都道府県知事による緊急調査、市町村長によ

る避難指示の判断に資する情報の提供などの技術

的支援について定めるため、このたびこの法律案

を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申

上げます。

第一に、重大な土砂災害の急迫した危険がある

ときには、特に高度な専門的知識及び技術が必要

である場合は国土交通大臣が、その他の場合は都

道府県知事が、緊急調査を行うこととしておりま

す。

第二に、都道府県知事または国土交通大臣は、

市町村長による避難指示の判断に資するため、緊

午前十一時四十二分散会

急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を市町村長に通知するとともに、一般に周知させるための必要な措置を講じることとしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

○古賀委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中 第五章 雑則(第二十六条―第二十八条)

第六章 罰則(第二十九条―第三十三条)

十六条―第二十九条)

に改める。

第一条中「制限するほか」を「制限し」に改め、「定める」の下に「ほか、重大な土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供する」を加える。

第二条中「又は」を「第二十六条第一項において同じ。若しくは」に改め、「移動する自然現象をいう」の下に「同項において同じ」を、「総称する。」の下に「又は河道閉塞による湛水(土石等が河道を閉塞したことによって水がたまる自然現象をいう。第六条第一項及び第二十六条第一項において同じ。)」を加える。

第三条第二項に次の一号を加える。

五 第二十六条第一項及び第二十七条第一項の規定による土砂災害緊急情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項

第六条第一項中「おける土砂災害」の下に「(河道

閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。以下この章及び次章において同じ。)」を加える。

第三十三条を第三十七条とし、第三十二条を第三十六条とし、第三十一条を第三十五条とする。

第三十条第一号中「第五条第七項」の下に「(第二十八条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条を第三十四条とする。

第二十九条を第三十三条とする。

第六章を第七章とする。

第五章中第二十八条を第三十二条とし、第二十七条を第三十一条とし、第二十六条を第三十条とし、同章を第六章とする。

第四章の次に次の一章を加える。

第五章 緊急調査及び土砂災害緊急情報(都道府県知事が行う緊急調査)

第二十六条 都道府県知事は、土石流、地滑り又は河道閉塞による湛水を発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が予想されるものとし

て政令で定める状況があると認めるときは、基本指針に基づき、これらの自然現象を発生原因とする重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため必要な調査(以下「緊急調査」という。)を行うものとする。ただし、次条第一項の規定により国土交通大臣が緊急調査を行う場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、緊急調査の結果、基本指針に基づき、前項の重大な土砂災害の危険がないと認めるとき、又はその危険が急迫したものでないと認めるときは、当該緊急調査を終了することができる。

(国土交通大臣が行う緊急調査)

第二十七条 国土交通大臣は、前条第一項の政令で定める状況があると認める場合であつて、当該土砂災害の発生原因である自然現象が緊急調査を行うために特に高度な専門的知識及び技術を要するものとして政令で定めるものであるときは、基本指針に基づき、緊急調査を行うものとする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により緊急調査を行おうとするときは、あらかじめ、緊急調査を行おうとする土地の区域を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。次項において準用する前条第二項の規定により緊急調査を終了しようとするときも、同様とする。

3 前条第二項の規定は、国土交通大臣が行う緊急調査について準用する。

(緊急調査のための土地の立入り等)

第二十八条 都道府県知事若しくは国土交通大臣又はこれらの命じたる者若しくは委任した者は、緊急調査のためにやむを得ない必要があるときは、これらの必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

2 第五条第一項及び第四項を除く。)の規定は、前項の規定による立入り及び一時使用について準用する。この場合において、同条第八項

から第十項までの規定中「都道府県」とあるのは、「都道府県又は国」と読み替えるものとする。

(土砂災害緊急情報の通知及び周知等)

第二十九条 都道府県知事又は国土交通大臣は、緊急調査の結果、基本指針に基づき、第二十六条第一項に規定する自然現象の発生により一定の土地の区域において重大な土砂災害の急迫した危険があると認めるとき、又は当該土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときは、災害対策基本法第六十条第一項及び第五項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、当該緊急調査により得られた当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報(次項において「土砂災害緊急情報」という。)を、都道府県知事にあつては関係のある市町村の長に、国土交通大臣にあつては関係のある都道府県及び市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

2 都道府県知事又は国土交通大臣は、土砂災害緊急情報のほか、緊急調査により得られた情報を、都道府県知事にあつては関係のある市町村の長に、国土交通大臣にあつては関係のある都道府県及び市町村の長に随時提供するよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(水防法の一部改正)

2 水防法(昭和二十四年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条第四項中「同法第二条に規定する土砂災害」の下に「(河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。)」を加える。

理由
土石等による河道の閉塞又はその決壊によつて生ずる災害等から国民の生命及び身体を保護するため河道閉塞による湛水を土砂災害の発生原因に加えるとともに、重大な土砂災害の急迫した危険が想定される場合における国又は都道府県による緊急調査の実施並びに市町村の避難の勧告又は指示の判断に資する情報の通知及び一般への周知等について必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十二年十一月四日印刷

平成二十二年十一月五日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A